

業務仕様書

1 業務名

区役所機能・整備の今後の在り方基礎調査

2 履行期間

契約締結日から令和 5 年 1 月 31 日（火）まで

3 業務目的

ICT の急速な発展に伴い、国及び自治体において行政手続きのオンライン化が進んでいるところであるが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、行政手続きのオンライン化をはじめ、ペーパーレス化を前提としたテレワークなど多様な働き方への対応が急務となっている。

こうした中、これまで来庁して行うことが当たり前であった区役所における手続きの在り方や、業務の在り方、施設整備の在り方について、新たな時代を見据えた見直しが必要となっている。

本業務では、今後 10 年、20 年先の社会情勢の変化を見据え、将来的に必要な区役所機能や、それに応じた施設整備の在り方を検討するために調査を行うことを目的とする。

※ 区役所機能について、本業務においては、市民利用が想定される総務企画課、地域振興課、戸籍住民課、保健福祉課、健康・子ども課、保護課及び保険年金課を想定している。

4 業務概要

以下のほか、受託候補者から企画提案された内容を踏まえた上で、業務の詳細な仕様については、受託者が決定した後、協議の上決定する。なお、札幌市では、今回の調査を踏まえ、次年度以降、具体的な検討を行う予定であるため、それを意識した内容とすること。

(1) 先進事例調査

自治体及び民間企業等における先進事例を調査し、住民（窓口）サービス向上、オフィス改革、働き方改革及びこれらを踏まえた庁舎整備など多様な取組に関する情報を収集し、整理すること。また、情報収集・整理に当たっては、下記の内容を参考とするとともに、本市における実現性も考慮するこ

と。

＜参考：情報収集・整理の内容＞

- ・検討に当たっての組織体制（外部人材の活用含む）、期間及び手順
- ・行政（窓口）手続きのオンライン化に係る取組・効果
- ・ICTを活用した業務改善に係る取組・効果
- ・オフィス改革に係る取組・効果
- ・オンライン申請等に係る市民への効果的な普及啓発方法
- ・行政事務の民間委託に係る取組・効果
- ・職員の意識改革に係る取組・効果
- ・先進的な取組の実施に伴う施設整備への影響
- ・各取組に係る費用感及び効果額

(2) 札幌市における将来的な区役所機能・整備の在り方に関する提案（提案書の作成）

札幌市において今後 10～20 年後に求められる区役所機能・整備の在り方について、先進事例調査のほか、札幌市における区役所機能・整備の現状把握・整理を行った上で、提案書を作成すること。提案書の作成に当たっては、以下の構成イメージを参考とし、写真や図を用いてわかりやすく示すこと。

なお、札幌市における区役所機能・整備の現状把握・整理に当たっては、関係部署へのヒアリングや意見交換等を行うこと（具体的な実施方法は、企画提案を踏まえ、別途協議とする）。

＜参考：提案書の構成イメージ＞

- ① 行政を取り巻く社会情勢の変化及び今後の展望
- ② 自治体や民間企業等における取組状況（先進事例）
- ③ 札幌市の区役所機能・整備の現状及び課題
- ④ 現状及び課題を踏まえた解決策
- ⑤ 今後 10～20 年後における区役所機能・整備の在り方（将来像）
 - ・コンセプト
 - ・個別の取組に係る特徴・メリット
 - ・将来像平面プランの作成、既存の区役所庁舎における平面プランの作成
 - ・将来像実現時の想定効果額（延床面積減に伴う建築費効果額など）
- ⑥ 将来像実現に向けたロードマップ
 - ・各取組の想定スケジュール
 - ・各フェーズにおける想定の進捗率

5 成果物

上記 4 (2) のとおり提案書をまとめ、紙媒体 2 冊と電子媒体 (PDF データ) で提出すること。電子媒体の提出方法は、別途、委託者と受託者で調整することとする。

6 納品・検査場所

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 13 階
札幌市市民文化局地域振興部区政課 (区役所整備担当) 事務室

7 成果品に係る著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること並びに第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、事業の実施に当たって事前に委託者と十分協議を行うこと。
- (3) 成果品について、基本的なデータ作成に関わるアプリケーションの不具合などが生じたときは、速やかにデータ修正作業を行うこと。
- (4) 業務に疑義が生じたときは、委託者と協議し、指示を受けること。
- (5) 業務の履行に関しては、環境に配慮し紙資源やエネルギーの節約及びリサ

イクルの推進に努めること。

- (6) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し、その指示を受けること。

9 本業務担当者

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 13 階

札幌市市民文化局地域振興部区政課（区役所整備担当）

担当者：伊藤・大脇 電話：011-211-2176